

平成25年1月26日

クラウド時代の著作権 ～やっていいこと、悪いこと

日本弁理士会東海支部
知的財産権支援キャラバン隊

弁理士・弁護士 加藤光宏
弁理士 福富俊輔



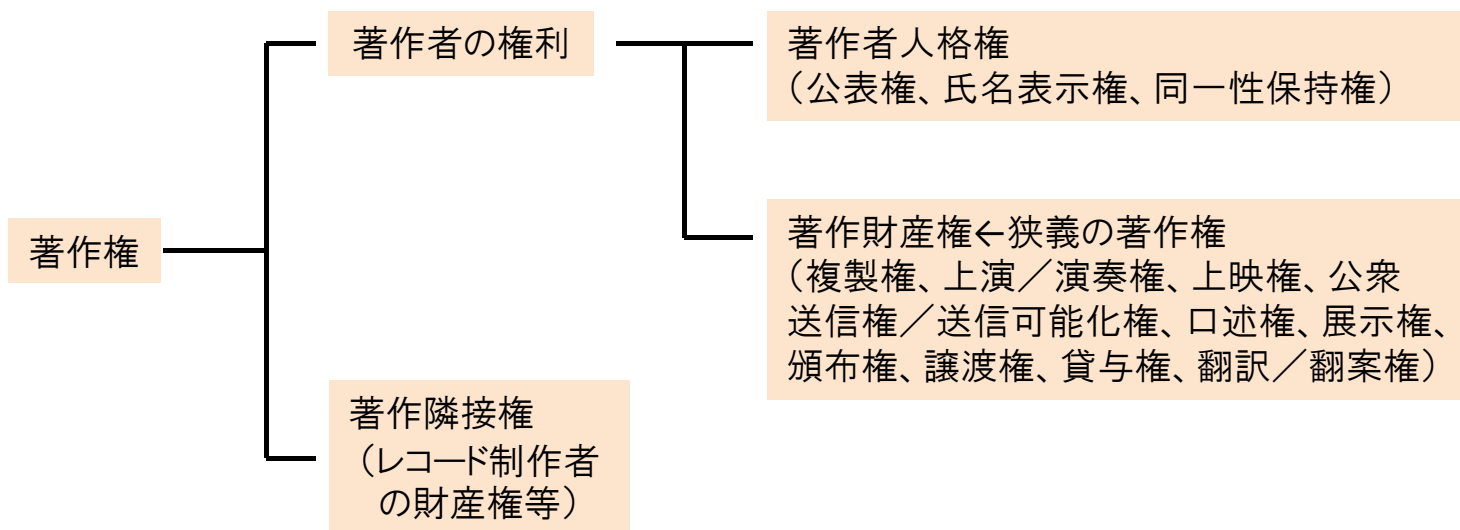
著作権とは

■ 保護対象＝表現

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、芸術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう(著2条1項1号)

- コンピュータプログラム、データベースも該当
- 音楽データ、画像データなども著作物
...とはいえ、コンピュータのデータが全て著作物に該当するとは限らない。

■ 権利は大きく分けて3つ



改正著作権法(1)

～違法ダウンロードの刑罰化

2012年法改正により違法ダウンロードが刑罰化された(著119条3項)(H24.10.1より適用)
→ 私的使用は本来、著作権侵害にはならないが、違法ダウンロードなら刑罰を受ける!

適用要件

- 私的使用の目的
- 有償の著作物が対象
- 著作権侵害にあたる配信のデジタル録音／録画
- 侵害に当たることを知っていること(故意)

刑罰

- 2年以下の懲役
- 200万円以下の罰金
- 上記懲役+罰金

有償の著作物とは？

- 販売されているCD、DVD等
- ネット上で有償配信されている音楽、映画等
- 無料配信なら全てOK？

故意って？

- 「違法かも知れない」という程度の認識も含まれる
- 「知らなかった」ととぼけてもダメ！
→種々の「事実」に基づいて判断される

デジタル録音／録画

- アナログなら対象外
- 動画サイト(YouTube)の閲覧は？
(PC内に一時的に保存されるが...)
→当たらないと考えられる
(一時的な保存には著作権が及ばないと規定されている)
- 静止画のダウンロードは？
→録音／録画でないため適用はない
(私的使用目的であることが必要)

改正著作権法(2)

～リッピング規制

■リッピングとは？

CD, DVDなどに記録されているコピーガード等を外して、そのデータをコピーすること

■コピーガード

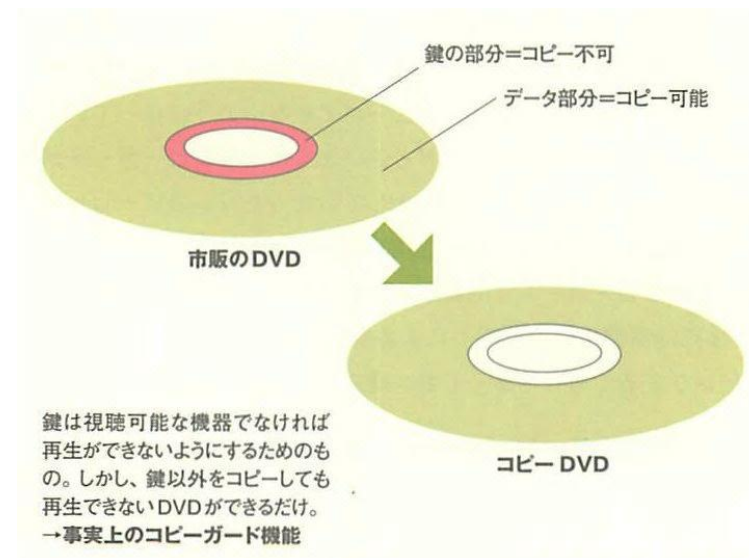
映像等のコピー自体を防止するもの
(市販のビデオテープなど)

→ コピーガードを外してコピーすることは、
従来も違法

■アクセスガード

映像等のコピー自体を防止するのではなく、
再生不能にするもの
(CCCDやDVDなどに付されている)

→ アクセスガードを外してコピーすることは、
改正法で違法とされた(著30条1項2号、
2条1項20号)
損害賠償の対象となるが、刑事罰は無い



改正著作権法(3)

～写り込み等による著作物の利用等

■軽微な写り込みは著作権侵害にならない(著30条の2)(H25.1.1より適用)

要件

- 写真の撮影、録音、録画が対象
- 撮影等の対象物から分離困難であること
- 写真等において軽微な構成部分であること



効果

著作権が及ばない
(損害賠償等を請求されない)



■企画・検討段階での利用は著作権侵害にならない(著30条の4)(H25.1.1より適用)

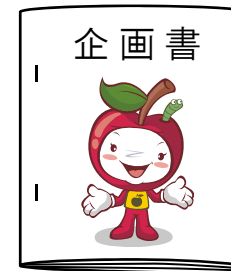
要件

- 許可等を受けて著作物を利用しようとする者
- 利用についての検討の過程であること
- 著作権者の利益を不当に害しないこと



効果

必要と認められる範囲で著作物を利用可能

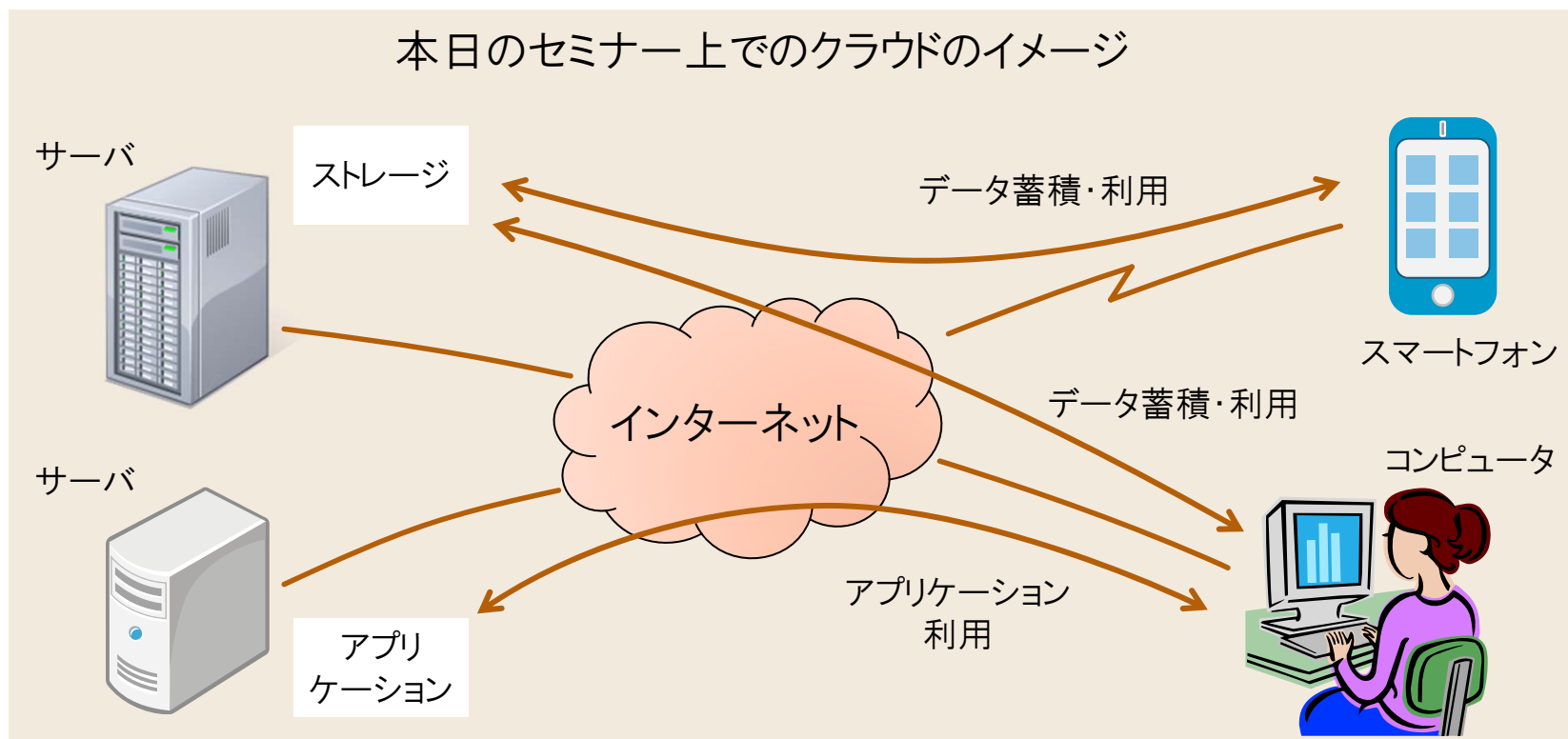


クラウドとは？

クラウド(Cloud)に明確な定義はないのが現状

米国の国立標準技術研究所(NIST)の定義

「クラウド・コンピューティングとは、自由に設定しうるコンピュータリソース(ネットワーク、サーバ、ストレージ、アプリケーション、サービス等)を、ユーザが共同利用するためにプールしておき、それに対する、ユビキタスで、簡便、かつオンデマンドのネットワークアクセスを可能にするモデルであって、それらのコンピュータリソースは、最小限の管理の努力とサービス提供者とのやりとりによって迅速に割り当てられ、利用開始することを可能にするものである」



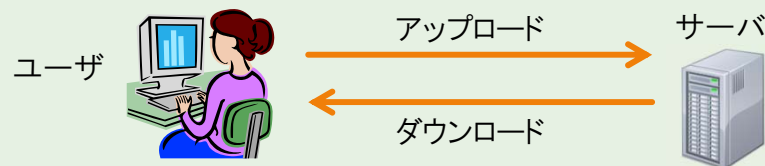
クラウドと著作権

クラウド(Cloud)でサービスの利用によって生じる著作権法上の問題

1. データをサーバにアップロードする行為
→ サーバ内にデータが複製されるため複製権侵害のおそれ
2. 不特定の公衆に配布する行為
→ 送信可能化権、公衆送信権侵害のおそれ

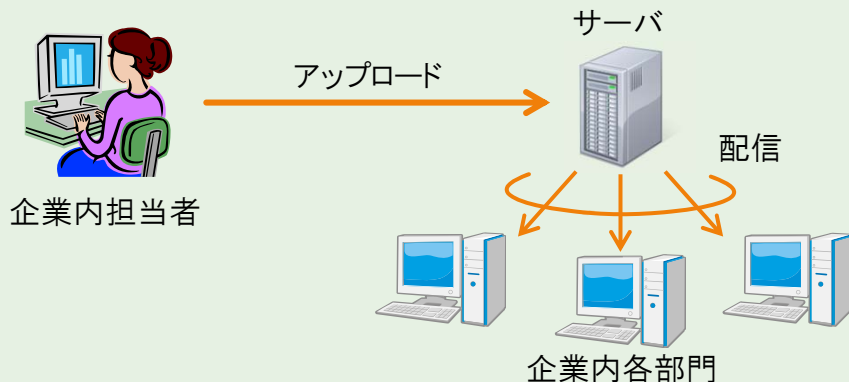
【具体例】

1. 個人が自身のデータをクラウドに保存・閲覧



サーバにデータは複製される
→ 個人的使用に当たるので複製権侵害せず
・公衆が閲覧しないので送信可能化権等侵害せず

2. 企業が社員に閲覧させるために情報をアップロードする行為



・私的使用に該当せず
・社内での配信が「公衆」に当たるか？
||
・不特定の者
・特定かつ多数の者

侵害主体性の問題～カラオケ法理

著作権侵害に対する差止請求権を行使可能な相手とは？

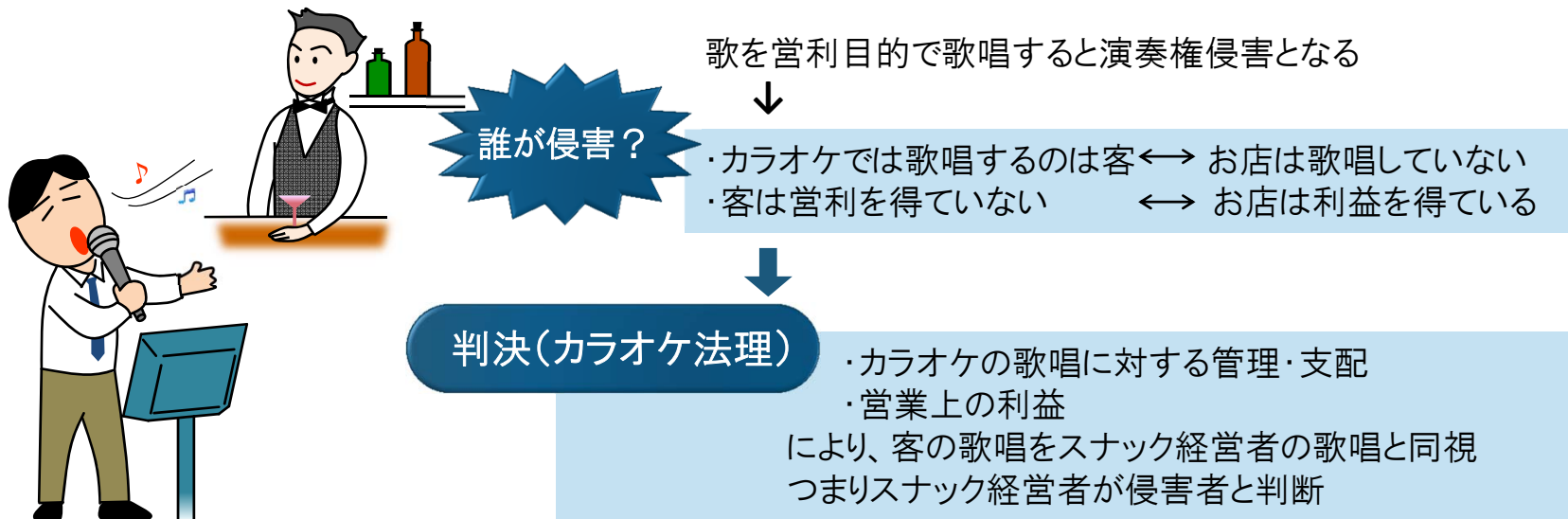
→著作権等を侵害する者または侵害するおそれのある者(著112条1項)

問題点：クラウドのサービス提供者は、侵害する者等と言えるか？

(単にサーバを貸し出しているだけで、著作権の侵害か？)

同様の問題は以前からあった

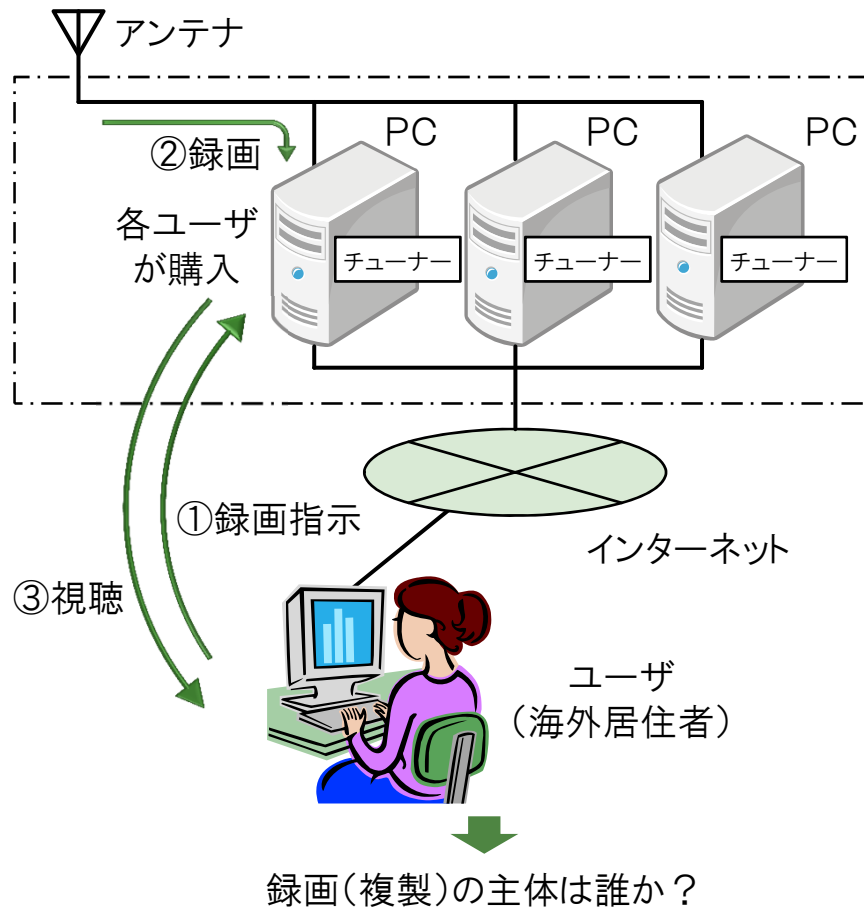
■クラブキャッツアイ事件(最高裁判決S63. 3. 15)



録画ネット事件

東京地裁 H16.10.7 債権者 放送事業者

知財高裁 H17.11.15 債務者 サービス事業者



東京地裁の判断

事業者の管理支配を考慮し、
複製の主体性を認めた

理由

- 1) ユーザが複製を行う場合でも、事業者の関与の程度によっては事業者も主体となり得る
- 2) 事業者は録画システムを設置管理している
- 3) 保守費用の名目で利益を得ている

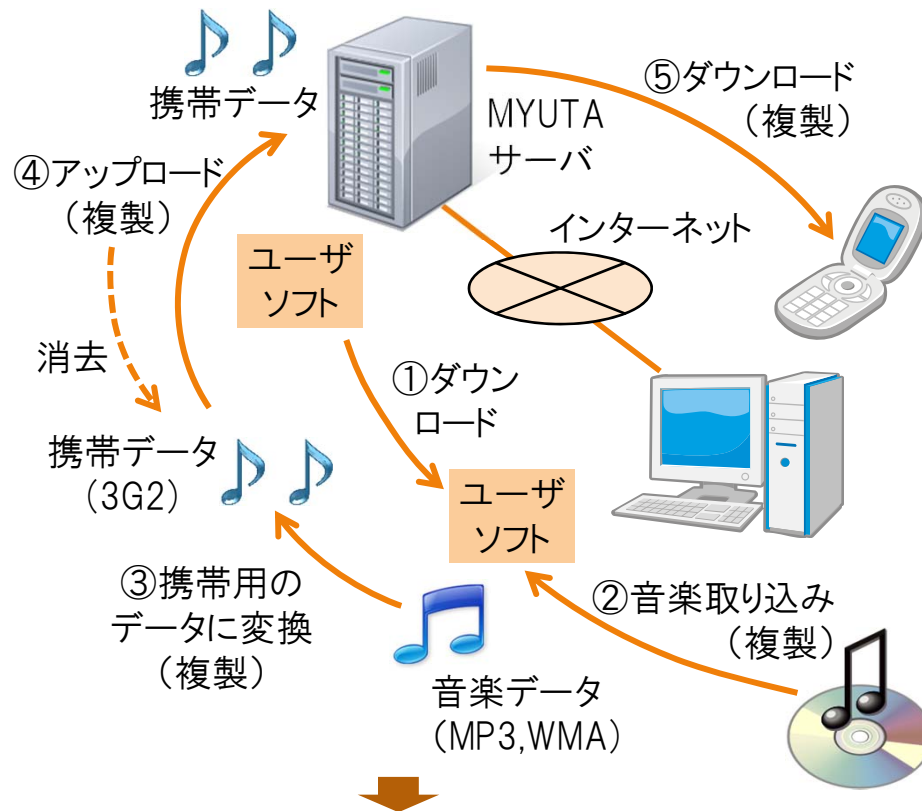
知財高裁でも判断は覆らず

MYUTA事件

東京地裁 H19.5.25
「著作権侵害差止請求権
不存在確認訴訟」

原告 MYUTA事業者

被告 JASRAC



- ・携帯電話へのダウンロードは自動公衆送信に当たるか？
- ・複製、送信の主体は事業者か？

東京地裁の判断

1. 複製について

複製主体=MYUTA事業者

理由

- 1) MYUTAサーバへの携帯データのアップロードはサービス上きわめて重要
 - ・アップロードは単なるバックアップではなく、本サービスの手順の一環
 - ・音楽データを携帯電話に取り込むことは技術的に相当困難
- 2) 管理支配
 - ・システムの設計、動作の監視
 - ・ユーザは利用条件や設定の変更不可
 - ・ユーザソフトはMYUTAサーバと連動

2. 自動公衆送信について

自動公衆送信に該当

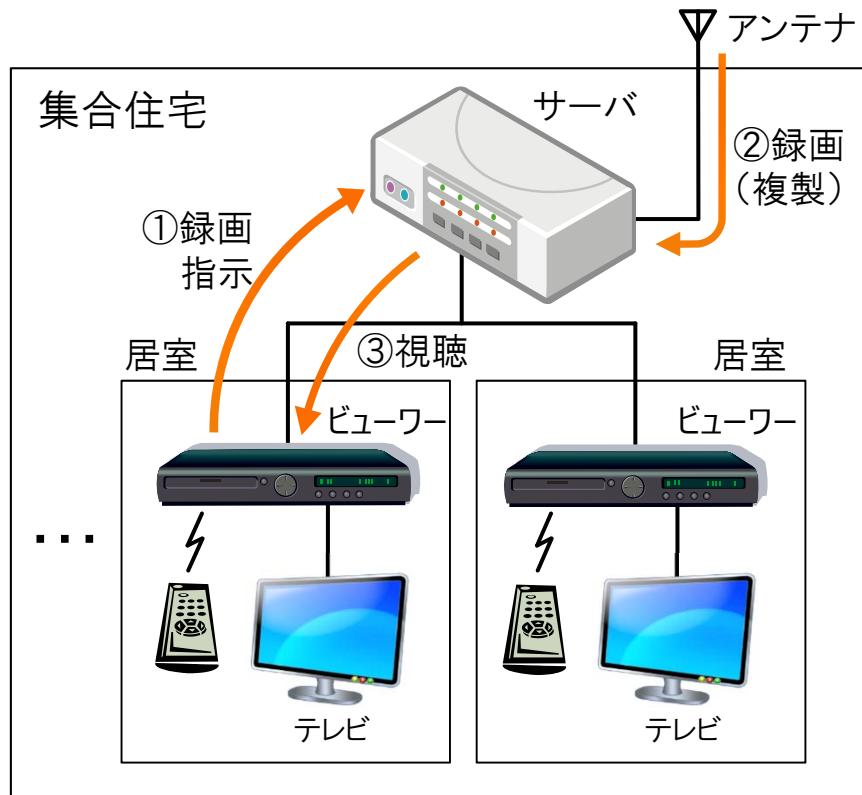
理由

- 会員登録すれば誰でも利用可
- 不特定の者が利用可(公衆に該当)

選撮見録事件

大阪地裁 H17.10.24 (原告) 放送業各社

大阪高裁 H19.6.14 (被告) システム販売事業者



- ・各居室のユーザは「公衆」に当たるか？
- ・複製、送信可能化の主体は誰か？

大阪地裁の判断

1. 居室のユーザは「公衆」に該当

理由

- ・公衆＝不特定の者、多数の者
- ・集合住宅の入居者は多数に該当

↓
本システムは番組を公衆送信するものに該当

2. 複製、送信可能化の主体

- ・システムの設置者は主体に当たる

理由 システムを所有・管理、利益享受

- ・システム販売業者(被告)は主体に当たらない

理由 管理支配、利益享受は認められない

大阪高裁の判断

1. 入居者は複製、送信可能化の主体に該当

2. システム販売業者も主体に該当

理由

- ・システムの運用上、必ず著作権侵害が生じる
- ・システムの保守管理を行っている
- ・保守業務上の収入を得ている

TVブレイク事件

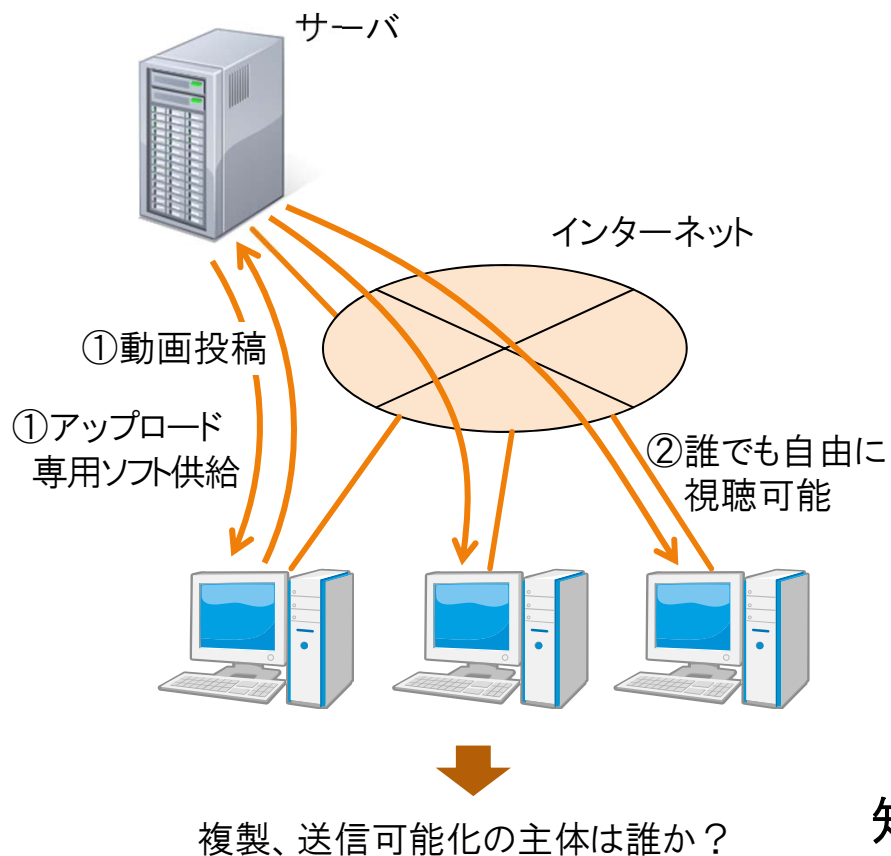
東京地裁 H21.11.13 (原告) JASRAC
知財高裁 H22. 9. 8 (被告) サイト運営業者
最高裁 H24. 3.29

東京地裁の判断

サイト運営事業者は、
複製・送信可能化の主体

理由

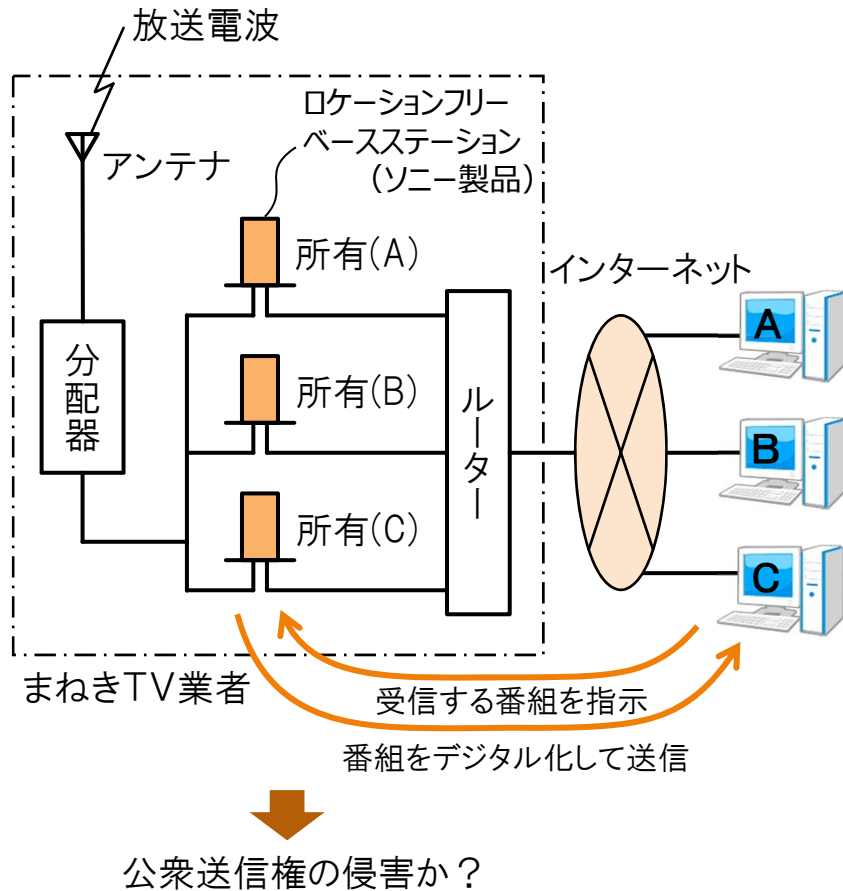
- 1) ユーザを著作権侵害に誘引するサービス内容
 - ・動画ファイルの容量・時間が無制限
 - ・匿名で投稿可能
- 2) 管理支配
 - ・本システムが用意した専用ソフトを使用
 - ・アップロードされる動画を監視
- 3) 利益の享受
 - ・サイトによる広告収入
- 4) 実情
 - ・全カテゴリーの約半分が違法な動画ファイル



知財高裁、最高裁でも判断は覆らず

まねきTV事件

東京地裁 H20. 6.20 (原告) 放送業各社
知財高裁 H20.12.15 (被告) まねきTV業者
最高裁 H23. 1.18



知財高裁の判断

ベースステーション＝各ユーザ専用
→1対1の送信しか行わない
公衆送信権の侵害にはならない

最高裁の判断

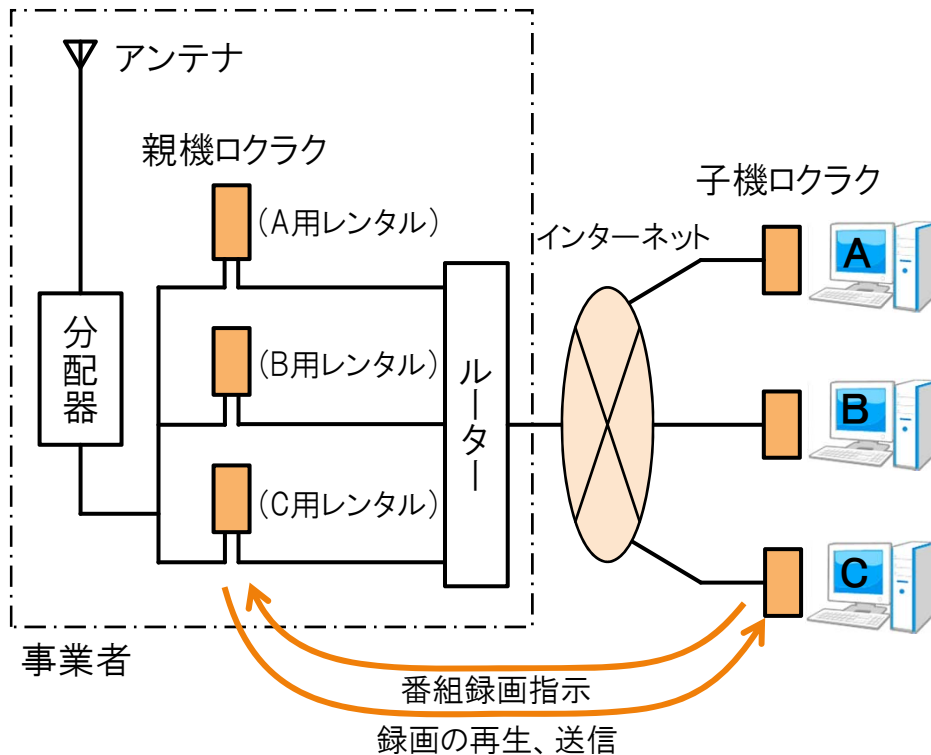
- 装置ではなく、送信の主体(事業者)に着目
- 装置は1対1の送信しか行わなくても、事業者から見れば公衆への送信に当たる(侵害)

↓
誰が侵害主体か？
公衆送信できる装置に情報を入力する者

||
事業者はアンテナを設置し
ベースステーションを接続
管理している

ロクラクⅡ事件

東京地裁 H20.5.28 (原告) 放送業各社
知財高裁 H21.1.27 (被告) ロクラクⅡ事業者
最高裁 H23.1.20



複製(録画)をしているのはユーザか?事業者か?

東京地裁の判断

複製の主体＝事業者

理由 機器を支配管理している

知財高裁の判断

複製の主体＝ユーザ

理由 事業者はユーザが複製するための環境を提供しているに過ぎない

最高裁の判断

複製の主体＝事業者

理由 事業者は親機ロクラクに放送番組を入力している

↓
複製に枢要な行為をしているから単に環境を提供しているだけとは言えない

クラウドへの適用

録画ネット事件

事業者が管理するPCに番組を録画させ、海外から視聴
→録画システムに対する管理支配

MYUTA事件

ユーザが音楽データを携帯電話用データに変換してサーバにアップロード
→システムの果たす機能の重要性、管理支配を考慮

選撮見録事件

集合住宅内でユーザからの指示により番組をサーバに録画
→著作権侵害が必ず生じること、保守管理で行っていることからシステムの販売業者も侵害主体

TVブレイク事件

動画サイトを開きアップロードされた動画を誰でも視聴可とした
→動画サイトの管理支配の程度、利用実情を考慮

まねきTV事件

ベースステーションでデジタル化した番組をユーザに1対1で送信
→事業者から見れば公衆送信に当たる
・事業者はアンテナ、ベースステーションを接続・管理

ロクラクⅡ事件

親機ロクラクで録画させ子機ロクラクで視聴
→複製に枢要な行為をしている

- 「単にシステムをユーザに使わせているだけ！」という主張は通じない
- 管理支配の程度によって事業者が侵害主体となる



- 著作物の複製、公衆送信などの場を提供しているのはクラウドも同じ
- クラウドにおいても事業者が著作権侵害に問われる可能性は十分にある

まとめ

1. やってはいけないこと

- 改正著作権法においては、違法ダウンロードの刑罰化、リップング規制に要注意。
- ダウンロードなら著作権侵害とは関係ないという考えは通用しない。
- DVD等のコピーも私的使用ならOKという考えも通用しない。

2. やってもよいこと

- 軽微な写り込みは、著作権侵害を意識する必要無し。
- SNSなどにアップロードしても、著作権侵害で提訴されるおそれはない。

3. クラウドについて

- クラウドを利用する行為は、クラウド上に複製する行為に該当することの意識が必要。
- 侵害主体性を判断した事例にみると、クラウドのサービス業者が著作権侵害の主体と認められる可能性もある。